

錦江町監査公表 6 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 10 月 27 日

錦江町監査委員 牧原 剛
同 浪瀬 亮祐

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 2 年 10 月 12 日（月）
午後 1 時 15 分から午後 2 時 10 分
- 3 監査の実施場所 錦江町土づくり支援センター
- 4 監査を行なった委員
牧原 剛、浪瀬 亮祐
- 5 監査の対象
今回の監査は、産業振興課が所管する土づくり支援センターを対象とした。
- 6 監査の着眼点
施設の運営及び管理は適切に行われているか
- 7 監査の実施内容
施設の概要及び図面、過去 3 年間の堆肥販売量、元肥搬入量などの資料をもとに、現地において産業振興課長及び同課担当者並びに当該センターの主任から、運営や設備の状況等について説明を聴取した。
- 8 監査の結果
 - (1) 施設の概要
当該施設は、町内の繁殖牛農家から元肥を収集し、牛ふんのみを原材料とした堆肥を生成するためのもので、平成 22 年度から運用を開始しており、3 名の会計年度任用職員（主任 1、職員 2）が従事している。
工程としては、まず原料置き場で約 30 日かけて水分調整や土着菌の投入等を行い、次に約 60 日かけて攪拌発酵させ、最後に製品として袋詰め

などがなされる。

当該事業における収支の状況は、令和元年度実績によると、収入は堆肥販売額が約 400 万円ほどである。支出は総額が 1,100 万円ほどであり、主なものは人件費 570 万円、光熱水費 210 万円、修繕料 175 万円、備品購入費 86 万円である。

(2) 監査の結果

施設については臭いもなく、また車両や物品も整然と置かれており、管理が行き届いていることがうかがえた。

処理途中の堆肥についてはよく水分調整がなされており、水分が染み出しているような状況は見られなかった。また監査中にちょうど持ち込まれた元肥もさほど水っぽさがなく、事前に状態を確認してから引き取りに行っているということであった。

生産量を容易に増やせない要因として、次のことが見られた。

処理速度については、単に機械の速度を上げればよいというものではなく、発酵にかかる時間（堆肥の品質に影響）や装置の耐久性も考慮しなければならない。

攪拌スペースについては、既存の範囲をフルに利用している状況であり、これを拡張するとすれば施設そのものを改修しなければならない。

ストックヤードが不足しており、需要が減る 4 月から 6 月にかけては生産量を増やせない。

なお、当該施設の処理能力や生産計画量と、現状の生産量との差異については、設計元に確認中であるとのことであった。

(3) 意見

畜産農家にとっては牛ふんの処分先として有用な施設であり、町民にとってもコンクールで入賞した品質のよい堆肥を安価で購入できるなど、本町の農業に貢献している施設である。また、町内における雇用創出にも寄与している。今後、末永く当該施設を維持するため、次のことに取り組まれない。

生産量自体は、4 月から 6 月にかけては需要が少ないため意図的に減らしていることから、製品のストック場所が確保できれば増やせる可能性はある。その場合、販売手法については検討の余地があるものと思われるので、鋭意取り組まれない。

また、当該事業内容にとらわれず、例えば屋根を太陽光発電パネルの設置場所として賃貸しするなどといった、多角的な視点での施設の有効活用により、新たな利用価値や収入を得ることも、併せて模索されたい。